

別表3 非住宅に係る判定料金

①【モデル建物法（小規模版を含む。以下同じ）】 (単位：円、税込)

判定対象面積 (㎡)	用途分類		
	(A種) ホテル、病院、 集会所、福祉施設等	(B種) 事務所、物販店、 学校、飲食店等	(C種) 工場等
100 未満	110,000×N	73,700×N	55,000×N
100～ 300 未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
300～ 500 未満	145,200×N	96,800×N	72,600×N
500～ 1,000 未満	180,400×N	108,900×N	85,800×N
1,000～ 2,000 未満	216,700×N	121,000×N	96,800×N
2,000～ 3,000 未満	240,900×N	145,200×N	121,000×N
3,000～ 4,000 未満	277,200×N	180,400×N	145,200×N
4,000～ 5,000 未満	313,500×N	216,700×N	169,400×N
5,000～10,000 未満	361,900×N	266,200×N	205,700×N

N：計算に適用するモデル数による係数（※3 参照）

②【標準入力法（主要室入力法を含む。以下同じ）】 (単位：円、税込)

判定対象面積 (㎡)	用途分類		
	(A種) ホテル、病院、 集会所、福祉施設等	(B種) 事務所、物販店、 学校、飲食店等	(C種) 工場等
100 未満	182,600	137,500	110,000
100～ 300 未満	220,000	165,000	132,000
300～ 500 未満	240,900	180,400	145,200
500～ 1,000 未満	301,400	205,700	169,400
1,000～ 2,000 未満	361,900	240,900	193,600
2,000～ 3,000 未満	422,400	290,400	240,900
3,000～ 4,000 未満	481,800	337,700	277,200
4,000～ 5,000 未満	542,300	398,200	313,500
5,000～10,000 未満	628,100	481,800	361,900

＜別表 3 注意事項＞

【用途分類】

※1 一つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおり適用する。

- ① 一部にでも A 種が含まれるときは A 種
- ② A 種が全く含まれず、一部にでも B 種が含まれるときは B 種

※2 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。

【割増加算】

※3 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を別表 3 ①記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が 2 以上の場合、工場モデルは 1 モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数 N	1. 0	1. 1	1. 2	1. 3	1. 4	1. 5

※4 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表 3 ②で決定される料金の 10 分の 1 の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※6 又は※7 において算定された料金に別表 3 ②で決定される料金の 10 分の 1 の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※6 又は※7 中の「別表 3 から算定される料金」を「別表 3 ②から算定される料金に当該料金の 10 分の 1 の額を加算した料金」と読み替える。

【減額等】

※5 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律 38,500 円（税込）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

【計画変更】

※6 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表 3 から算定される料金の 10 分の 6 の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ① モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

- ③ ※5 が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

- ※7 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表 3 から算定される料金の 10 分の 5 の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

別表 4 住宅に係る判定料金

（単位：円、税込）

一戸建ての住宅／複合建築物の住宅部分（一住戸）	44,000	
共同住宅等／複合建築物の住宅部分（二住戸以上）	共同住宅等の料金は、基本料金＋住戸数×戸当たり料金とする。	
	基本料金	132,000
	戸当たり料金	3,300
	共用部の審査を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算する。	
	100 戸以下	132,000
	101 戸以上	$132,000 + (N - 100) \times 550$ N：対象となる建築物の住戸数

<別表 4 注意事項>

【減額等】

- ※1 当機関で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース 2 による申請の場合は、別表 4 によらず次の額とする。当該申請の計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様の額とするが、審査の結果を利用しない場合は※3 又は※4 を適用する。
- ① 一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸）：11,000 円（税込）
 - ② 共同住宅等：11,000 円（税込）に住戸数から 1 を減じた数（一部住戸の変更の場合は変更する住戸数）に 1,100 円（税込）を乗じた額を加算した額
- ※2 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、別表 4 によらず、一律 38,500 円（税込）とする。

【計画変更】

※3 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表4から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ① 計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。）
- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ④ ※2が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※4 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表4から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

＜複合建築物に係る判定料金＞

- ・複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3、住宅部分については別表4により算定される料金の合計額とする。ただし、別表3注意事項※5と別表4注意事項※2が同時に適用される場合は、38,500円(税込)とする。
- ・計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。